

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和 5 年 4 月 26 日
厚生労働省
健康局予防接種担当参事官室

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令案について、令和 5 年 3 月 24 日（金）から同年 4 月 22 日（土）まで御意見を募集したところ、計 164 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により集約・分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の勧奨及び当該予防接種を受ける努力義務に関する規定の適用除外に係る規定を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 4 年政令第 377 号）において新設することとしたことに伴い、本改正についても、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）ではなく、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）に規定を新設する形で行うことといたしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	接種のリスクに鑑みれば、新型コロナワクチン接種事業は継続すべきではなく、改めてその安全性を確認すべき。	新型コロナワクチン接種については、接種後の副反応が疑われる症状について、医療機関等から報告された情報を収集し、定期的に行っている関係審議会等で個別症例の評価や集団での系統的な分析・評価を行うことで、

		予防接種の安全性等を評価してきたところです。その上で、審議会においては、新型コロナワクチン接種を中止すべきとの判断には至っていないところです。 今後もワクチンの安全性に係る科学的な知見の収集に努めるとともに、専門家に評価いただき、ワクチンの安全性の評価を適切に行ってまいります。
2	新型コロナワクチン接種については、努力義務を課さず、任意接種とすべきである。	新型コロナワクチン接種は、努力義務の有無にかかわらず、最終的には、あくまでも本人やその保護者の意思で受けていただくものであり、その旨についてリーフレットやホームページ等も活用しながら適切に周知してまいります。
3	基礎疾患を有する者について、重点的に新型コロナワクチンを接種することはリスクがあるのではないか。	現在接種を実施しているオミクロン株対応ワクチンは、最新の科学的知見に基づく報告からも、発症予防効果及び重症化予防効果が確認されており、高血圧や糖尿病、喘息、肥満、心筋梗塞、心不全、腎臓の病気等の基礎疾患があっても、新型コロナワクチンを接種することができます。 こうした基礎疾患のある、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが他の方よりも高い方については、重症者を減らす目的で、令和5年春開始接種の対象者とすべきであると厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において議論されました。このことを踏まえて、本改正内容としたものです。
4	基礎疾患を有する者について、法令上に規定することは、接種の強制になるのではなると考える。基礎疾患がある者に該当するかどうかは、かかりつ	本改正は努力義務等の適用対象とする範囲を定めるものですが、新型コロナワクチン接種は、努力義務の有無にかかわらず、最終的には、あくまでも

	け医と相談をして現場で判断することがよいのではないか。	本人やその保護者の意思で受けていただくものです。このため、接種を受けるべきか悩む場合はかかりつけ医に相談の上で、接種を判断いただいて差し支えないこととしております。
5	重い精神疾患にかかっている者とはどのような者をいうのか。	第44回厚生労働省予防接種・ワクチン分科会においては重症化リスクが高い者のうち、精神疾患にかかっている者につき、例えば精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合とされております。 なお、これらの状況に必ずしも該当しないという場合であっても、医師から重症化リスクが高いと認められた方は、努力義務の適用対象者(接種対象者)に該当することとなります。
6	国は努力義務等の適用範囲の限定によって国民が接種の意義を見失うことがないよう、適切に情報の周知を行うとともに誤情報対策にも取り組んでいくべき。	新型コロナワクチン接種については、有効性や安全性をはじめ、接種の判断に必要な情報を、国や市町村等において、リーフレットやホームページでわかりやすく周知しているところです。 また、ワクチンに関して科学的根拠に基づかない不正確な情報により、国民の皆様には不安や混乱を生じさせることがないよう、ホームページ等を通じて積極的に注意喚起を行うなど、誤情報への対策にも取り組んでまいります。